

# 法科大学院制度の改善に関する具体的提言 (概要)

2012年7月13日 日本弁護士連合会

## 法曹養成制度改革の成果

- ・ 法曹養成のための専門的教育機関の創設
- ・ 研究者と実務家の協力・協働の実現による教育の深化
- ・ 多様な経験・素養を持った意欲溢れる多数の新法曹の輩出

## 制度改革により顕在化した問題点

- ・ 法科大学院の乱立 → 司法試験合格率の低迷
- ・ 教育力の格差拡大の懸念
- ・ 法曹人口の急増による「就職難」
- ・ 少なくない経済的・時間的負担

## 具体的提言 (概要)

### 1, 法令改正等による法科大学院制度の改善

#### ① 法科大学院の統廃合と学生定員の削減

- ・ 定員の上限・下限の設定
- ・ 合格率が著しく低い法科大学院を対象とした基準設定

#### ② 地域適正配置と学生の多様性確保

- ・ 地方法科大学院, 夜間法科大学院に関する特例措置

#### ③ 教育の質向上のための諸施策

- ・ 法律基本科目についての文書作成指導の充実
- ・ 適性試験の改善
- ・ 未修者教育の改善と進級判定の厳格化 等

#### ④ 経済的・時間的負担の軽減

- ・ 学費の低額化, 奨学金制度の充実
- ・ 学部早期卒業制度等の活用

### 2, 司法試験制度の見直し

- ・ 短答式, 論文式試験の改善
- ・ 合否判定についての情報開示
- ・ 受験回数制限を当面5年5回等に緩和
- ・ 予備試験の検証と制度趣旨を踏まえた運用





## 法科大学院の統廃合・定員削減と 地域適正配置等について

### 日本弁護士連合会

1




## 法曹養成制度の現状

### 法曹養成制度改革の成果

- ・ 法曹養成のための専門的教育機関の創設
- ・ 研究者と実務家の協力・協働の実現による教育の深化
- ・ 多様な経験・素養を持った意欲溢れる多数の新法曹の輩出

### 制度改革により顕在化した問題点

- ・ 法科大学院の乱立, 教育力の格差が顕在化
- ・ 司法試験合格率の低迷
- ・ 修習生のいわゆる「就職難」
- ・ 活動領域の拡大の不十分さ
- ・ 奨学金・貸与金等による経済的負担の増大



(創設当初と比べて)  
法曹志望者数  
が激減

2

## 1. 法令上の措置に基づく統廃合

- 入学志願者減少，合格率低迷など危機的状況

自主的取組／公的支援見直しだけでは限界

- ・ 制度創設から8年間で，74校のうち，学生募集停止したのは4校，他校との統合により事実上の撤退を表明したのは1校のみ



(各法科大学院の自主的取組も踏まえつつも)  
**法令上の措置に基づく統廃合を促進すべき**

3

## 2. 大規模校の学生定員の削減

少人数教育の  
充実・徹底

司法試験  
合格率の向上

教員と学生の  
大都市への  
集中回避

	学生定員(H24)	入学者(H24)
74校	4,484人	3,150人
うち定員100名以上の大規模校(10校)	1,790人 (全体の39.9%)	1,497人 (全体の47.5%)



(定員の上限を定めるなどの方法により，)  
**大規模校の定員削減が必要**

4

### 3. 地域適正配置

法の支配の充実，司法過疎の解消

法曹になる機会の保障

地域司法の充実・発展

地方自治・分権を担う人材の育成



(統廃合・定員削減にあたっては、)  
**地方法科大学院に一定の時間的猶予を  
 与えるなどの特例措置を認めるべき**

5

### 4. 夜間法科大学院

- ✓ 仕事を辞めなくても通学できるので、**多様な人材(社会人)の確保**に資する
- ✓ 周囲の環境等により収入の途を断つことができない学生にも**法曹になる機会**を保障
- ✓ 方向転換が比較的容易

(統廃合・定員削減にあたっては、)  
**夜間法科大学院にも  
一定の時間的猶予を与えるなどの  
 特例措置を認めるべき**

夜間法科大学院の  
 設置を促進するための  
 特別の財政措置も  
 講ずるべき

6

# 参考：法科大学院修了弁護士の地域定着率

- ・ 地元の法科大学院を経て地元の弁護士会等に登録した者（2007年～2012年の合計）

	【A】 地元のLSを修了し、 弁護士登録した者 の合計		【A】のうち、 地元弁護士会に 登録した者の合計		【A】のうち、 地元弁連（注1）内の 弁護士会に登録した者の 合計（注2）	
	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合
静岡県弁護士会—静岡LS（注3）	12		8	67%	8	67%
長野県弁護士会—信州LS	9		6	67%	7	78%
金沢弁護士会—金沢LS	39		12	31%	25	64%
広島弁護士会—広島LS, 広島修道LS	89		60	67%	72	81%
岡山弁護士会—岡山LS（注4）	42		33	79%	37	88%
島根県・鳥取県弁護士会—山陰LS	9		6	67%	6	67%
熊本県弁護士会—熊本LS	21		12	57%	19	90%
鹿児島県弁護士会—鹿児島LS	5		4	80%	5	100%
沖縄弁護士会—琉球LS	17		10	59%	10	59%
香川県・愛媛県弁護士会—四国LS	17		10	59%	12	71%
合計	260		161	62%	201	77%

（注1）各高等裁判所管内の弁護士会で構成される「弁護士会連合会」のこと（例、関東弁護士会連合会）。

（注2）地元弁護士会に登録した者も含む。

（注3）静岡：弁護士登録した12名中、静岡県弁護士会に登録した8名以外の4名のうち、法テラス事務所が1名、同養成事務所が1名いる。また、静岡LSを修了し、司法試験に合格し静岡県庁に勤務する者も1名いる。

（注4）岡山：岡山LSは四国出身者も多数入学し修了しているため、地元弁連内の弁護士会に登録した者の人数には、香川県弁護士会に登録した者も含む。